旭川市アスベスト対策事業

＜分析調査＞

補助金交付申請の手続について

旭川市建築部建築指導課

1　補助事業について

（1）補助の対象

〈対象建築物〉

・露出して吹付けられたアスベスト等が施工されているおそれがある非木造の建築物で、延べ面積が５００㎡を超えるもの、又は次の用途が含まれる延べ面積が３００㎡以上のものであること。

ア　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場

イ　ホテル又は旅館

ウ　百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場

公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が１０㎡以内のものを除く。）

※アスベスト等とは、石綿若しくは石綿を 0.1%超えて含有するもの。

※仕上塗材や塗装下地等については分析調査の対象とはなりません。

〈対象者〉

・対象建築物の所有者、管理者又は占有者

・共同住宅等の団体（管理組合）の代表者

（2）補助金の額

・分析調査に要する費用で２５万円を上限とする。

※千円未満の端数は切捨てとし、消費税及び地方消費税相当分は除く。

※申請時点の予算残額によっては、申請された補助金の額に満たない交付額となる場合があります。

（3）分析調査の実施方法

・JIS A 1481-1～5 建築製品中のアスベスト含有率測定方法を標準とするもので、分析調査を建築物石綿含有建材調査者等が実施すること

※アスベストの分析調査には、定性分析と定量分析があります。

・定性分析は建材中にアスベストが含まれているかを調査するもの

・定量分析はアスベスト含有建材の重量に対し、アスベストが何%含まれているかを調査するもの

2　事業の補助申請について

（1）事前相談

・建築物の規模や建設年等を確認しますので、交付申請を行う前に必ず電話や窓口で事前相談をお願いします。

・建築物の所有者が複数いる場合は、補助金の額の算定方法等が変わる可能性がありますので、事前相談の際に御相談ください。

（2）交付申請

〈受付期間〉

・令和７年４月２１日（月）から同年５月２３日（金）までで、募集は概ね３件とし、抽選で交付決定をさせていただきます。なお、予算額に達しない場合は令和７年９月２２日（月）まで延長して募集を行い、先着順で交付決定いたします。

〈提出書類〉

・補助金交付申請書（別記第１号様式）

・建築物の位置図（付近見取図）及び配置図

・建築物の吹付けられた吹付け建材の箇所が確認できる平面図

・建築物に吹付けられた吹付け建材の現況写真
・建築物の登記事項証明書（最新の内容かつ発行から３か月以内のもの）
・施行者及び所有者（複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者）の市税の納税証明書（完納証明書）
・施行者が管理組合等が設置された共同住宅の代表者である場合においては、その旨を証する書面の写し及び総会等の同意が得られたことを証する書類
・分析調査に係る事業費の見積書（定性分析、定量分析に分けて計上してください。）
・分析調査事業の契約から完了までの工程表
・分析調査実施者が建築物石綿含有建材調査者等であることを証明する書類
※申請書は本市ホームページからダウンロードできます。

（３）着手届

〈提出時期〉

・交付決定を受けた後、速やかに分析調査等と契約を行い、３０日以内に提出してください。

〈提出書類〉

・着手届（別記第４号様式）
・分析機関等との契約書の写し

（４）完了実績報告

〈提出時期〉

・分析調査が完了後、提出してください。

〈提出書類〉

・完了実績報告書（別記第８号様式）
・分析調査結果を示す書類の写し
・領収書の写し

（５）補助金の請求

〈提出時期〉

・完了実績報告提出後、完了審査し、補助金の額の確定通知書を発行・送付しますので、お手元に届きましたら、請求書を提出してください。

〈提出書類〉

・請求書（別記第１０号様式）

３　補助申請の変更・取りやめについて

（１）申請事項の変更

補助申請の内容の変更（アスベスト非含有のため、定性分析までとなった。サンプル数又は事業の日程の変更など）をするには手続が必要となります。変更が分かった段階で、必ず連絡してください。

〈提出書類〉

・変更申請書（別記第５号様式）
・事業の変更の事項に関する書類
・事業費が変更になる場合においては、変更後の事業費の見積書

（２）申請の取りやめ

〈提出書類〉

・取りやめ届（別記第７号様式）

４　補助申請に係る注意点について

・**補助金交付決定**を受ける前に分析調査を着手（契約）することはできません。実施してしまうと**補助対象外**となります。

・補助金交付決定通知書の交付額については、見積額により算定されますので、実際の交付額ではありません。完了実績報告書提出時に添付する領収書（実際に支払った額）を基に補助金交付額が確定します。

・虚偽及び不正な事項を含む申請又は旭川市アスベスト対策事業補助金交付要綱に係る規定に反することが判明した場合には、補助金交付決定の取り消し又は、補助金の返還等をしていただくことになります。

５　申請手続きのフロー

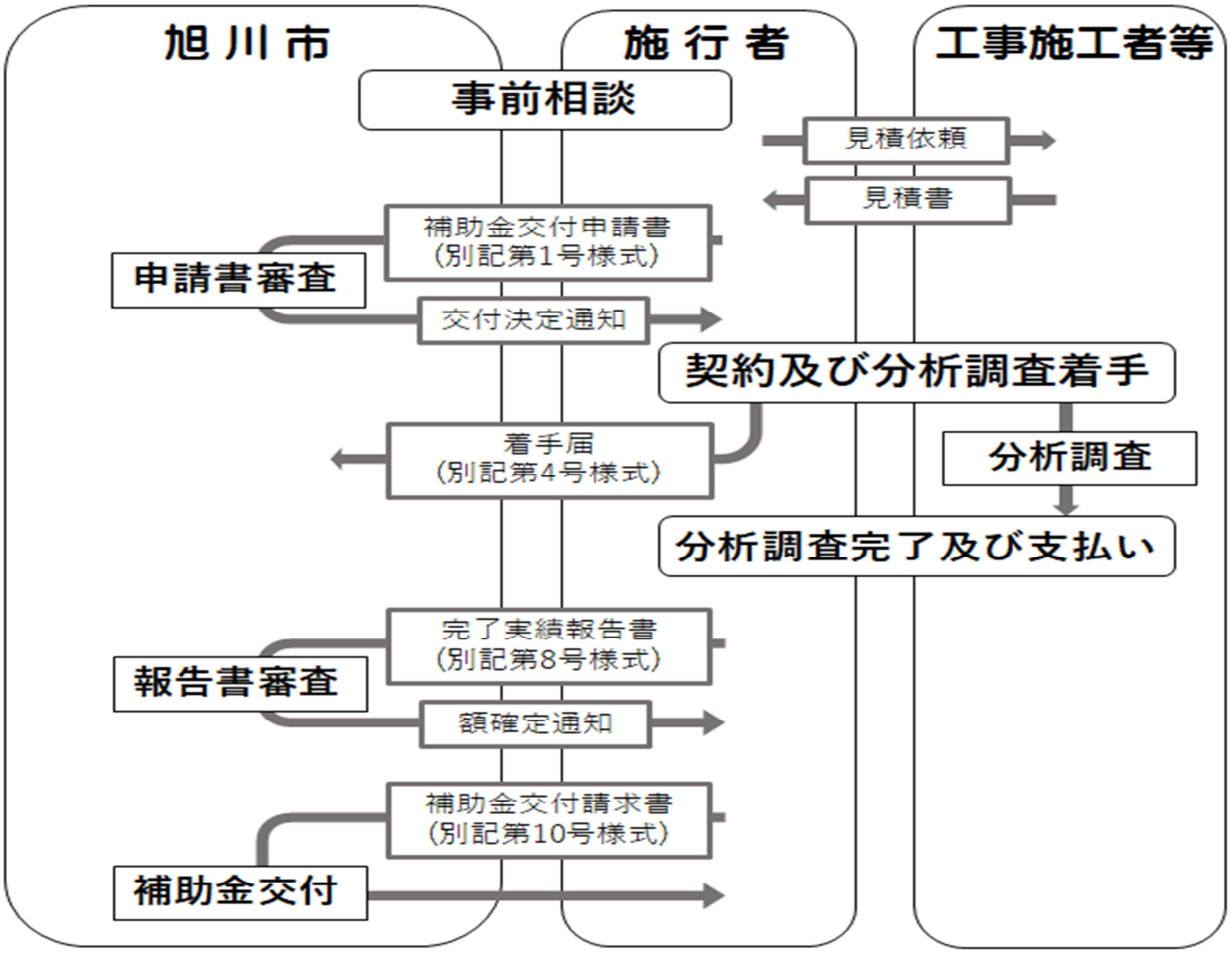

お問い合わせ・ご相談は

旭川市建築部建築指導課

〒070-8525　旭川市７条通１０丁目　第二庁舎３階

電話　0166-25-8597（直通）　　E-mail　kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp

※詳細は旭川市ホームページをご確認ください

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53901/5439008/d058598.html

（ホーム>ＭＥＮＵ>事業者向け>都市計画・建設・空港>住宅・建築>建築物の防災指導>旭川市アスベスト対策事業補助金）